

【報道・関係機関・一般者用等】（様式－1）
平成24年 9月17日 19：20現在

関係各位

四国地方整備局
土佐国道事務所
管理第一課長 黒岩 重政
TEL 088-884-0359
FAX 088-885-1496

土佐国道事務所管内の通行規制について（第10報）

17日、3時30分より全面通行止めとなっていました下記区間については、
19時20分に解除となりました。

記

国道33号

- 1) 高知県吾川郡仁淀川町森山字オオヂミ～
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川

延長L＝12.8km

（上記区間には、松山河川国道事務所管内分 6.1 kmを含んでいます。）

【参考】下記区間についての、交通規制は**継続中**。

国道55号

- 1) 高知県室戸市羽根町乙字大浦～高知県室戸市羽根町乙字大浦

延長L＝0.4km【片側交互通行】

- 2) 高知県安芸郡東洋町字ゴロゴロ

延長L＝0.1km【片側交互通行】